第五条の十三第四項中「第六条の三第十二項第一号」を「第六条の三第九項第二号」に改め、同条第五項中「第六条の三第十二項第三号」を「第六条の三第九項第四号」に改め、同条第六項を削り、同条第七項中「第六条の三第十五項」を「第六条の三第十四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第六条の三第二十二項」を「第六条の三第二十一項」に、「第六条の三第十三項」を「第六条の三第十項」に、「作成し」を「定め、作成し」に改め、同項を同条第七項とする。

第九条の六第三項中「個人（次項」の下に「及び第五項」を加え、「同号の承認を受けて、」を「最初の記録段階から一貫して」に、「。次項において「」を「。以下第五項までにおいて「」に、「第三条第一項又は第四条第一項」を「第二条第二項又は第三条第一項」に改め、「法第二十五条の二第四項第一号に規定する電磁的記録をいう。以下この項及び次項において同じ。」を削り、「及び保存」の下に「当該備付け及び保存が電子帳簿保存法施行規則第五条第五項に規定する要件を満たすものに限る。）」を加え、「（同号）」を「（法第二十五条の二第四項第一号）」に改め、「による保存」の下に「（当該備付け及び当該保存が電子帳簿保存法施行規則第五条第五項に規定する要件を満たすものに限る。）」を加え、同条第四項中「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第四条第一項の承認を受け、かつ、同法第五条第三項の承認を受けている」を「電子帳簿保存法施行規則第三条第三項に規定する場合に該当する」に、「電子帳簿保存法施行規則第四条第四項」を「同条第四項」に改め、「当該承認を受けた」を削り、「による保存」の下に「（電子帳簿保存法施行規則第五条第五項に規定する要件を満たすものに限る。）」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「（平成十五年財務省令第七十一号）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　電子帳簿保存適用個人は、第二項に規定する帳簿書類につき電子帳簿保存法施行規則第五条第一項に規定する届出書（以下この項において「適用届出書」という。）の提出をしなければならない。この場合において、当該帳簿書類につき同条第二項に規定する届出書（以下この項において「適用廃止届出書」という。）の提出があつたときは、当該適用廃止届出書の提出があつた日の属する年以後の各年分については、当該適用届出書の提出は、なかつたものとする。

第九条の八第一項中「第三条第一項」を「（平成十七年法律第四十号）第三条第一項」に改める。

第十三条の三第二項中「当該所轄税務署の受理日付印のあるものに限る。）」を削り、同条第五項第一号中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に改める。

第十四条第五項第三号イ中「又は同項第十号」を「、同項第十号」に改め、「送電事業」の下に「又は同項第十一号の二に規定する配電事業」を加え、同項第四号の六中「第十一条第一項第十号」を「第十一条第一項第十一号」に改め、同項第四号の七中「特定被災区域」を「政令で定める区域」に、「第十一条第一項第十一号」を「第十一条第一項第十二号」に改め、同項第四号の八中「第十一条第一項第十二号」を「第十一条第一項第十三号」に改める。

第十四条の三中「第三十三条の三第九項」を「第三十三条の三第十項」に改め、同条各号中「第三十三条の三第八項」を「第三十三条の三第九項」に改める。

第十七条の二第一項第一号及び第二号イからニまでの規定中「ものである」を削り、同項第三号を次のように改める。

三　法第三十四条の二第二項第三号の場合　次に掲げる書類

イ　当該土地等の買取りをする者の当該土地等を法第三十四条の二第二項第三号に規定する一団の宅地の造成に関する事業の用に供するために買い取つた旨、当該土地等の買取りをした年の前年以前の年において当該土地等が買い取られた者から当該事業の用に供するために土地等を買い取つたことがない旨及び当該土地等が当該買取りをする者の有する土地と併せて一団の土地に該当することとなる旨を証する書類

ロ　法第三十四条の二第二項第三号イに規定する土地区画整理事業の施行者の施行令第二十二条の八第五項に規定する仮換地の指定がない旨又は最初に行われた当該指定の効力発生の日の年月日を証する書類

ハ　国土交通大臣のイに規定する一団の宅地の造成に関する事業に係る施行令第二十二条の八第四項の規定による認定をした旨を証する書類（ロに規定する土地区画整理事業に係る同条第五項に規定する認可の申請書の受理年月日の記載のあるものに限る。）の写し

第十七条の二第一項第四号を削り、同項第五号中「ものである」を削り、同号を同項第四号とし、同項第六号中「ものである」を削り、同号を同項第五号とし、同項第七号中「ものである」を削り、同号を同項第六号とし、同項第八号中「ものである」を削り、同号ロ中「第十三項及び第十五項」を「第十二項及び第十四項」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「ものである」を削り、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「ものである」を削り、同号を同項第十号とし、同項第十二号中「ものである」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第十三号中「同号」を「当該事業が同号」に改め、「ものである」を削り、「第二十二条の八第十六項に規定する法人に」を「第二十二条の八第十四項に規定する法人に」に改め、同号ハ中「第二十二条の八第十六項」を「第二十二条の八第十四項」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十四号中「第二十二条の八第十九項第一号イ」を「第二十二条の八第十七項第一号イ」に、「第十六項第一号」を「第十五項第一号」に改め、「ものである」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第十五号中「第二十二条の八第十九項第二号」を「第二十二条の八第十七項第二号」に、「第十六項第二号」を「第十五項第二号」に、「第二十二条の八第十八項第一号イ(2)」を「第二十二条の八第十六項第一号イ(2)」に改め、「ものである」を削り、同号を同項第十四号とし、同項第十六号中「ものである」を削り、同号を同項第十五号とし、同項第十七号中「ものである」を削り、同号を同項第十六号とし、同項第十八号中「第十七項」に改め、「ものである」を削り、同号を同項第十七号とし、同項第十九号中「ものである」を削り、同号を同項第十八号とし、同項第二十号中「ものである」を削り、同号を同項第十九号とし、同項第二十一号中「ものである」を削り、同号を同項第二十号とし、同項第二十二号中「第二十二条の八第二十四項」を「第二十二条の八第二十二項」に、「買い取つたものである」を「買い取つたものである」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二十三号中「ものである」を削り、同号を同項第二十二号とし、同項第二十四号中「第十八項」を「第十七項」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二十五号中「買い取つたものである」を「買い取つた」に、「第二十二条の八第二十七項各号」を「第二十二条の八第二十五項各号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十六号中「決議要除却認定マンション」を「決議特定要除却認定マンション」に、「買い取つたものである」を「買い取つた」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十七号中「第二十二条の八第二十八項各号」を「第二十二条の八第二十六項各号」に、「買い取つたものである」を「買い取つた」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十八号イ中「ものである」を削り、同号ロ中「第二十二条の八第二十八項各号」を「第二十二条の八第二十六項各号」に、「買い取つたものである」を「買い取つた」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第二十九号中「買い取つたものである」を「買い取つた」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第三十号中「ものである」を削り、同号を同項第二十九号とし、同条第二項中「又はロのいずれか及びハ」を「からハまで」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二十二条の八第八項」を「第二十二条の八第六項」に改め、「土地」の下に「（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第一項の区分所有権の目的となる建物の建設の用に供される土地を除く。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十二条の八第十一項第三号」を「第二十二条の八第八項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第二十二条の八第十一項に」を「第二十二条の八第九項に」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第二十二条の八第十八項第一号イ(2)」を「第二十二条の八第十六項第一号イ(2)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第二十二条の八第十八項第一号イ(3)」を「第二十二条の八第十六項第一号イ(3)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第二十二条の八第十八項第一号イ(5)」を「第二十二条の八第十六項第一号イ(5)」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第二十二条の八第十八項第一号ロ(2)」を「第二十二条の八第十六項第一号ロ(2)」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第二十二条の八第十八項第一号ロ(3)」を「第二十二条の八第十六項第一号ロ(3)」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「第二十二条の八第十八項第一号ロ(5)」を「第二十二条の八第十六項第一号ロ(5)」に、「第九項第三号」を「第八項第三号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第二十二条の